トヨタ自動車株式会社 トヨタ自動車田原工場風力発電所設置事業 環境影響評価方法書に係る

審査書

平成29年4月経済産業省

1. 事業概要

<事業名>

トヨタ自動車田原工場風力発電所設置事業

<事業者名>

トヨタ自動車株式会社

<事業実施区域>

愛知県田原市緑が浜三号1番地のトヨタ自動車田原工場敷地内 約 151ha

<事業の内容>

風力発電所設置事業

・風力発電所出力:最大 26,000kW

・風力発電機の基数:2,000~5,200kW級風力発電施設を5~12基程度

風力発電機の概要

: ブレード枚数:3枚

:ローター直径:80~136m

:ハブ高さ:65~90m

:高さ:105~158m

• 改変予定面積約:約 2,500 m³~約 5,200m³

<工事の内容>

· 土木工事:造成·基礎工事

• 電気工事:配電線工事等、開閉所工事、試験調整

・風力発電機建設 : 風車輸送・組立

2. 地域特性

- (1) 大気環境の状況
 - ・大気質は、対象事業実施区域及びその周辺の 6 カ所で測定されている。平成 27 年度は、二酸化硫 黄、二酸化窒素、微小粒子状物質について、測定されたすべての測定局 で環境基準を達成している。 また、浮遊粒子状物質については、環境基準を超過していない測定局がある。一方、光化学オキシ ダントについては、測定されたすべての測 定局で環境基準を達成していない時間と日がある。
 - ・環境騒音は、対象事業実施区域及びその周辺の 6 カ所で測定されている。平成 26 年度は、6 カ所全てで環境基準を達成している。
 - ・環境振動は、対象事業実施区域及びその周辺では測定されていない。
- (2) 水環境の状況
 - ・対象事業実施区域及びその周辺は、大きくは豊川水系に含まれる。
 - ・豊川水系は AA~E 類型に指定されており、平成 27 年度に生活環境項目、健康項目、その他の項目 の測定が行われている。

・対象事業実施区域及びその周辺の河川では、類型が指定されているのは汐川だけである。汐川は、 生活環境項目に係る E 類型に指定されており、船倉橋地点では、環境基 準を達成していない項目 がある。

(3) 土壌及び地盤の状況

- ・土壌中のダイオキシン類は、対象事業実施区域及びその周辺では測定されていない。
- ・農地の土壌中の重金属類は、対象事業実施区域及びその周辺では 3 カ所で測定されている。銅、砒素、亜鉛、総水銀はすべての地点で基準値を下回っている。

(4) 地形及び地質の状況

- ・対象事業実施区域は、渥美湾臨海部の埋立地であり、地形は平坦である。
- ・対象事業実施区域及びその周辺では、重要な地形として、非火山性孤峰の蔵王山、海食崖の姫島海 岸、片浜十三里が確認されたが、重要な地質は確認されなかった。
- (5) 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況
 - ・対象事業実施区域は、昭和 47 年に埋め立てが行われた工業専用地域である。
 - ・動物の重要な種は、対象事業実施区域及びその周辺において、既存資料により、哺乳類 10 種、鳥類 107 種、爬虫類 8 種、両生類 7 種、魚類 30 種、昆虫類 70 種、底生動物 76 種、クモ類 21 種、 陸産貝類 23 種が確認された。また、現地調査により、鳥類 48 種が確認された。
 - ・注目すべき生息地は、対象事業実施区域では確認されていない。
 - ・既存資料によると、サシバ及びハチクマの 2 種が対象事業実施区域及びその周辺を渡りの経路としている。
 - ・越冬期に対象事業実施区域外の1地区でチュウヒ 12個体以上のねぐら入り行動が確認された。また、対象事業実施区域内の1地区で1個体のねぐら入り行動が確認されたが、一時的な利用であった。
 - ・チュウヒの 1 ペアの営巣が確認され、幼鳥 3 羽の巣立ちが確認された。
 - ・植物の重要な種は、対象事業実施区域及びその周辺において、既存資料により、425種確認された。
 - ・対象事業実施区域及びその周辺では、空中写真判読により、路傍・空地雑草群落や畑 雑草群落が多く確認された。
 - ・重要な植物群落等は、対象事業実施区域では確認されていない。
 - ・対象事業実施区域の主な生態系は、草地を基盤として成立していると推測される。草 地での生産者 は、高茎草地、低茎草地に生育する草本植物である。これらを食す第一 次消費者は、バッタ類や草 地性チョウ等の昆虫類、ハタネズミ等の小型草食性哺乳類 が考えられる。第二次消費者、第三次消費者は、ナゴヤダルマガエルやヌマガエル等 の両生類、オオヨシキリやオオジュリン、ツグミ・ムクドリ等の鳥類、アオダイショウやヤマカガシ等の爬虫類、タヌキ等の中型雑食性哺乳類が考えられる。また、これらを食す最上位の消費者として、チュウヒ等の中型猛禽類が考えられる。

(6) 景観及び人と自然との触れ合いの活動の場の状況

- ・主要な眺望点は、対象事業実施区域及びその周辺には、蔵王山、衣笠山、笠山、緑が 浜エコパーク 等の 19 地点が分布している。
- ・景観資源は、対象事業実施区域及びその周辺には、山岳である蔵王山、河川である汐 川干潟、海岸である緑が浜公園等の 50 件が分布している。

・人と自然との触れ合いの活動の場は、対象事業実施区域及びその周辺には、蔵王山自 然歩道、衣笠山自然歩道、汐川干潟等の 5 件が分布している。

(7) 一般環境中の放射性物質の状況

- ・空間線量率は、対象事業実施区域から東北東へ約 7.5km の地点で定期的に測定されており、平均値は全国平均値を下回っている。
- (8) 隣接する既設風力発電所における苦情等の有無の状況
 - ・田原市への聞き取り調査によると、隣接する既設風力発電所において、騒音、超低周波音、風車の 影等に係る地域住民等からの苦情は受けておらず、バードストライクに 係る地域住民等からの通報 や事業者からの報告も受けていない、とのことである。

(9) 社会的状况

- ・対象事業実施区域から学校・病院等の配慮が特に必要な施設までの最短距離は、約 1,100mである。 また、住宅までの最短距離は、約 390mである。
- ・対象事業実施区域及びその周辺は、「県民の生活環境の保全等に関する条例」において、大気質、騒音及び振動に係る規制地域に指定されている。

3. 環境影響評価の項目の選定

影響要因の区分				工事の実施			土地又は工 作物の存在 及び供用	
環境要素の区分					建設機械の稼働	一時的な影響造成等の施工による	地形改変及び施設の存在	施設の稼働
環境の自然的構成要	大気環境	大気質	窒素酸化物	0	0			
素の良好な状態の保			粉じん等	0	0			
持を旨として調査、予測及び評価される		騒音及び 超低周波音	騒音及び超低周 波音	0	0			0
べき環境要素		振動	振動	0	0			
	水環境	水質	水の濁り			0		
		底質	有害物質					
	その他の環境	地形及び 地質	重要な地形及び 地質					
		その他	風車の影*1					0
生物の多様性の確保	動物	重要な種及び注目すべき生息地				0		$\overline{)}$
及び自然環境の体系		(海域に生息するものを除く)				0		
的保全を旨として調		海域に生息す	る動物					
査、予測及び評価さ れるべき環境要素	植物	重要な種及び (海域に生育)	「重要な群落 するものを除く)			0	0	
		海域に生育す	る植物					
	生態系	地域を特徴づける生態系				0	(
人と自然との豊かな 触れ合いの確保を旨	景観	主要な眺望点及び景観資源 並びに主要な眺望景観					0	
として調査、予測及 び評価されるべき環	人と自然と の触れ合い	主要な人と自 活動の場	然との触れ合いの	0			0	
境要素	の活動の場	7/4						
環境への負荷の量の	廃棄物等	産業廃棄物				0		
程度により予測及び 評価されるべき環境		残土				0		
要素	11 41 14	11 4145						
一般環境中の放射性 物質について、調査、 予測及び評価される	放射線の量	放射線の量						
べき環境要素								

- 注)1. は、「発電所アセス省令」の「風力発電所別表第五」の参考項目であることを示す。 2. は、「発電所アセス省令」の「別表第十一」に示す放射性物質に係る参考項目であることを示す。 3. 「〇」は、選定した項目を示す。

 - 4. *1:「風車の影」とは、影が回転して地上に明暗が生じる現象(シャドーフリッカー)をいう。

4. 調査、予測及び評価の手法の選定結果

<大気質>

①調査の基本的な手法

1) 気象の状況

【文献その他の資料調査】関連する文献及びその他の資料の収集及び整理を行う。

【現地調査】「地上気象観測指針(気象庁)」に定める方法に準拠し実施する。

- 2) 大気汚染物質の状況
 - i 窒素酸化物の濃度の状況

【文献その他の資料調査】「日本の大気汚染状況(環境省水・大気環境局)」等による窒素酸化物濃度の情報収集並びに当該情報の整理及び解析を行う。

【現地調査】「二酸化窒素に係る環境基準について(昭和 53 年環境庁告示第 38 号)」に定める方法に準拠し実施する。

ii 粉じん等の状況

【現地調査】現地調査は、ダストジャーによる捕集により実施し、分析は、「衛生試験法(日本薬学会)」に定める方法に準拠し実施する。

3) 道路交通に係る状況

【文献その他の資料調査】「全国道路交通情勢調査(道路交通センサス)(愛知県)」による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析を行う。

【現地調査】

a. 道路構造に係る状況

調査地点の道路の構造・車線数・幅員等を調査し、調査結果の整理及び解析を行う。

b. 交通量に係る状況

方向別・車種別に自動車交通量、走行速度を調査し、調査結果の整理及び解析を行う。

②予測の基本的な手法

1) 窒素酸化物

環境保全のために講じようとする対策を踏まえ、地域の気象の状況を整理及び解析し、プルーム式及びパフ式により、工事用資材等の搬出入車両等の走行並びに建設機械の稼働による窒素酸化物の寄与濃度について予測を行う。

2) 粉じん等

環境保全対策、地域の気象状況等について過去の類似事例との比較等の方法により、工事用資材等の搬出入車両等の走行並びに建設機械の稼働による粉じん等が周辺環境に及ぼす影響を予測する。

③評価の手法

- 1) 窒素酸化物
- i 環境影響の回避、低減に係る評価

窒素酸化物に係る環境影響が、実行可能な範囲内で回避又は低減されているかを検討し、環境保 全についての配慮が適正になされているかを検討する。 ii 国又は地方公共団体による基準又は目標との整合性の検討

「二酸化窒素に係る環境基準について(昭和 53 年環境庁告示第 38 号)」に規定された基準との整合が図られているか検討する。

- 2) 粉じん等
- i 環境影響の回避、低減に係る評価

土砂粉じんに係る環境影響が、実行可能な範囲内で回避又は低減されているかを検討し、環境保全についての配慮が適正になされているかを検討する。

ii 国又は地方公共団体による基準又は目標との整合性の検討

スパイクタイヤ粉じんにおける生活環境の保全が必要な地域の指標を参考として設定された降下 ばいじんの参考値との整合が図られているか検討する。

<騒音>

①調査の基本的な手法

1) 騒音(道路交通騒音、環境騒音)の状況

【文献その他の資料調査】「愛知県環境白書」等による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析を 行う。

【現地調査】「騒音に係る環境基準について(平成 10 年環境庁告示第 64 号)」に定められた JISZ8731「環境騒音の表示・測定方法」による測定(等価騒音レベル)及び「特定建作業に伴っ て発生する騒音の規制に関する基準(昭和 43 年厚生省・建設省告示第 1 号)」に定められた JIS Z 8731「環境騒音の表示・測定方法」による測定(時間率騒音レベル)を行い、調査結果の 整理及び解析を行う。また、調査時の天気、風向・風速、気温、湿度について整理を行う。

2) 沿道の状況

【現地調査】調査地点の沿道において、学校・病院等の施設や住宅の配置状況等を調査し、調査 結果を整理する。

3) 道路交通に係る状況

【文献その他の資料調査】「全国道路交通情勢調査(道路交通センサス)(愛知県)」等による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析を行う。

【現地調査】

a. 道路構造に係る状況

調査地点の道路の構造・車線数・幅員・舗装の種類等を調査し、調査結果の整理及び解析を行う。

b. 交通量に係る状況

方向別・車種別に自動車交通量等を調査し、調査結果の整理及び解析を行う。

4) 地表面の状況

【現地調査】草地・舗装面等の地表面の状況について調査し、調査結果の整理及び解析を行う。

②予測の基本的な手法

1) 工事用資材等の搬出入に伴う騒音

日本音響学会が発表している道路交通騒音の予測計算モデル(ASJ RTN-Model 2013)により、等価騒音レベル(LAeq)の予測を行う。

2) 建設機械の稼働に伴う騒音

日本音響学会が発表している建設作業騒音の予測計算モデル(ASJ CN-Model 2007)により、予測地点における等価騒音レベル(LAeq)及び 90%レンジの上端値(L5) の予測を行う。

3) 施設の稼働に伴う騒音

音の伝搬理論に基づく距離減衰式(IS09613-1)により予測地点における施設の稼働に伴う騒音レベルの予測を行う。なお、音源特性については、メーカーから提供される数値を使用する予定である。

③評価の手法

1) 環境影響の回避、低減に係る評価

対象事業に係る工事用資材等の搬出入、建設機械の稼働、施設の稼働に伴い発生する騒音に係る 環境影響が、実行可能な範囲内で回避又は低減されているかを検討し、環境保全についての配慮が 適正になされているかを検討する。

2) 国又は地方公共団体による基準又は目標との整合性の検討

工事用資材等の搬出入に伴う騒音及び施設の稼働に伴う騒音については、「騒音に係る環境基準について(平成 10 年環境庁告示第 64 号)」に規定された基準との整合が図られているか検討する。また、建設機械の稼働に伴う騒音については、「騒音規制法(昭和 43 年法律第 98 号)」に基づく「特定建設作業の規制基準」及び「県民の生活環境の保全等に関する条例(平成 15 年条例第七号)」に基づく「特定建設作業に伴って発生する騒音」との整合が図られているか検討する。

<超低周波音>

①調査の基本的な手法

【文献その他の資料調査】入手可能な最新の資料とする。

【現地調査】低周波音レベルについて、「低周波音の測定方法に関するマニュアル(環境庁大気保全局 平成 12 年 10 月)」に準拠し、G特性音圧レベル及び 1/3 オクターブバンド別の音圧レベルの 測定を行い、調査結果の整理及び解析を行う。また、地表面の状況、調査時の天気、風向・風速 について整理を行う。

②予測の基本的な手法

音の伝搬理論に基づく距離減衰式により予測地点における施設の稼働に伴う騒音レベルの予測を 行う。

③評価の手法

1)環境影響の回避、低減に係る評価

超低周波音に係る環境影響が、実行可能な範囲内で回避又は低減されているかを検討し、環境保全についての配慮が適正になされているかを検討する。

<振動>

①調査の基本的な手法

1)振動(道路交通振動、環境振動、地盤卓越振動数)の状況

【文献その他の資料調査】「愛知県環境白書」等による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析を 行う。

【現地調査】振動の状況については、「振動規制法施行規則(昭和 51 年総理府令第 58 号)」に定められた JIS Z 8735「振動レベル測定方法」による測定を行い、調査結果の整理及び解析を行う。また、地盤卓越振動数については、大型車単独走行時の振動加速度レベルを 1/3 オクターブバンド周波数分析器を用いて解析する。

2) 交通量の状況

【文献その他の資料調査】「全国道路交通情勢調査(道路交通センサス)(愛知県)」による情報の収集 並びに当該情報の整理及び解析を行う。

【現地調査】方向別・車種別に自動車交通量等を調査し、調査結果の整理及び解析を行う。

3) 沿道及び道路構造の状況

【現地調査】

a. 沿道の状況

調査地点の沿道において、学校・病院等の施設や住宅の配置状況等を調査し、調査結果を整理する。

b. 道路構造の状況

調査地点の道路の構造・車線数・幅員等を調査し、調査結果の整理及び解析を行う。

4) 地盤の状況

【文献その他の資料調査】「土地分類基本調査(愛知県)」等による情報の収集並びに当該情報の整理 及び解析を行う。

②予測の基本的な手法

振動の伝搬理論に基づく計算式により振動レベルの予測を行う。

③評価の手法

1) 環境影響の回避、低減に係る評価

振動に係る環境影響が、実行可能な範囲内で回避又は低減されているかを検討し、環境保全についての配慮が適正になされているかを検討する。

2) 国又は地方公共団体による基準又は目標との整合性の検討

「振動規制法(昭和 51 年法律第 64 号)」に基づく「道路交通振動の要請限度」及び「特定建設作業の規制基準」、「県民の生活環境の保全等に関する条例(平成 15 年条例第七号)」に基づく「特定建設作業に伴って発生する振動」との整合が図られているか検討する。

<水の濁り>

①調査の基本的な手法

1) 浮遊物質量(SS) の状況

【現地調査】採水により試料を採取し、「水質汚濁に係る環境基準について(昭和 46 年環境庁告示 第 59 号)」に定める方法により分析を行う。

2)流量の状況

【現地調査】採水と同時に、電磁流速計等を用いて流速を測定し、河道断面積から流量を算出する。

3) 土壌の状況

【現地調査】土壌を採取し、沈降試験を行う。

②予測の基本的な手法

造成等の施工に伴い、公共用水域に流入する工事排水の浮遊物質量(SS)の濃度及び負荷量を把握 し、事例の引用及び解析により、影響の程度を予測する。

③評価の手法

造成等の施工による水の濁りに係る環境影響が、実行可能な範囲内で回避又は低減されているか を検討し、環境保全についての配慮が適切になされているかを検討する。

<風車の影>

①調査の基本的な手法

【文献その他の資料調査】関連する文献及びその他の資料の収集及び整理を行う。

【現地調査】現地を踏査し、土地利用や地形、住居の配置や施設等の確認を行う。

②予測の基本的な手法

対象事業の風車の影が生じる範囲及び時間を予測することとし、時刻別日影図及び等時間日影図 の作成を行う。

③評価の手法

施設の稼働によるシャドーフリッカーに係る環境影響が、実行可能な範囲内で回避又は低減されているかを検討し、「風力発電施設に係る環境影響評価の基本的考え方に関する検討会報告書(資料編)」(平成23年6月環境省)に記載されている指針値との整合が図られているか検討する。

<動物>

①調査の基本的な手法

1)動物相の状況

【文献その他の資料調査】関連する文献及びその他の資料の収集及び整理を行う。

【現地調査】以下の手法により、現地調査を行う。

- a) 哺乳類(コウモリ類を除く): 目撃・フィールドサイン法、無人撮影法、トラップ法(シャーマントラップ)
- b) 哺乳類(コウモリ類): バットディテクターによる確認(踏査・高度別飛翔状況の記録)、カスミ網・ハープトラップによる捕獲
- c) 鳥類(一般鳥類): 任意観察法(昼間・夜間)、ラインセンサス法、定点センサス法
- d) 鳥類(希少猛禽類チュウヒ): 定点観察法
- e) 鳥類(水鳥): 定点観察法
- f) 鳥類(カワウ): 定点観察法
- g) 鳥類(タカの渡り): 定点観察法
- h) 鳥類(水鳥の渡り): レーダーによる確認
- i) 爬虫類·両生類:目擊·捕獲法

j) 昆虫類:任意採集法、ベイトトラップ法、ライトトラップ法(ボックス法)

k) 魚類:捕獲法

1)底生動物:定性採集法m)クモ類:任意採集法n)陸産貝類:任意採集法

2) 重要な種及び注目すべき生息地の分布、生息の状況及び生息環境の状況

【文献その他の資料調査】関連する文献及びその他の資料の収集及び整理を行う。

【現地調査】動物相の状況の現地調査結果から、重要な種及び注目すべき生息地の分布、生息の状況及び生息環境の状況を整理する。また、重要な種の繁殖状況等を把握するため、生息環境の特性に応じ、適切な手法で調査する。

②予測の基本的な手法

1) 造成等の施工による一時的な影響並びに地形改変及び施設の存在 重要な種及び注目すべき生息地について、事業による分布、個体数及び生息環境等の変化を文献その他資料による類似事例等の引用により推定し、影響を予測する。

2) 施設の稼働

鳥類の風力発電機への接近、接触について「鳥類等に関する風力発電所立地適正化のための手引き(環境省 平成 27 年 9 月修正版)」等に基づき、衝突確率や年間衝突数等を推定し、影響を予測する。また、コウモリ類の風力発電機への接近、接触について、事業による分布、個体数及び生息環境等の変化を文献その他資料による類似事例等の引用により推定し、影響を予測する。

③評価の手法

重要な種及び注目すべき生息地への環境影響が、実行可能な範囲内で回避又は低減されているか を検討し、環境保全についての配慮が適正になされているかを検討する。

<植物>

①調査の基本的な手法

1)植物相及び植生の状況

【文献その他の資料調査】関連する文献及びその他の資料の収集及び整理を行う。

【現地調査】以下の手法により、現地調査を行う。

a)植物相:踏査による目視確認

b) 植生:空中写真判読及び現地踏査による植生区分、コドラート法

2) 重要な種及び重要な群落の分布、生育の状況及び生育環境の状況

【文献その他の資料調査】関連する文献及びその他の資料の収集及び整理を行う。

【現地調査】植物相及び植生の状況の現地調査結果から、重要な種及び重要な群落の分布、生育の 状況及び生育環境の状況を整理する。

②予測の基本的な手法

重要な種及び重要な群落について、事業による分布、個体数及び生育環境等の変化を文献その他 資料による類似事例等の引用により推定し、影響を予測する。

③評価の手法

重要な種及び重要な群落への環境影響が、実行可能な範囲内で回避又は低減されているかを検討 し、環境保全についての配慮が適正になされているかを検討する。

<生態系>

①調査の基本的な手法

- 1)動植物その他の自然環境に係る概況
- 【文献その他の資料調査】関連する文献及びその他の資料の収集及び整理を行う。
- 【現地調査】文献その他の資料調査により、対象事業実施区域及びその周辺の生態系は、樹林・緑地等、高茎草地、低茎草地、耕作地等、干潟/海域を主体とした生態系の5つに区分することができると考えられる。現地踏査により、これらの概況を確認する。
- 2) 複数の注目種等の生態、他の動植物との関係又は生息環境もしくは生育環境の状況
 - 【文献その他の資料調査】関連する文献及びその他の資料の収集及び整理を行う。
 - 【現地調査】文献その他の資料調査により、上位性の注目種としてチュウヒ、典型性の注目種としてタヌキ、オオヨシキリ、オオジュリンを選定した。以下の手法により、現地調査を行い、これらの生息状況等を確認する。なお、上位性及び典型性の注目種については、今後の調査の結果等に応じて変更する可能性がある。
- a)上位性(チュウヒ生息状況) *1: 定点観察法
- b)上位性(チュウヒ餌動物):トラップ法(対象:ネズミ類)、目撃・捕獲法(対象:カエル類・ヘビ類)
- c) 典型性(タヌキ生息状況): 目撃・フィールドサイン法
- d) 典型性(タヌキ餌動物):ベイトトラップ法(対象:昆虫類)、コドラート法(対象:

土壌動物)

- e) 典型性(オオヨシキリ生息状況): ラインセンサス法
- f) 典型性(オオヨシキリ餌動物): スウィーピング法(対象:昆虫類)
- g) 典型性(オオジュリン生息状況): ラインセンサス法
- h) 典型性(オオジュリン餌動物): 茎内採集法(対象:昆虫類)

②予測の基本的な手法

- 1) 造成等の施工による一時的な影響並びに地形改変及び施設の存在 注目種及びその餌動物について、事業による分布、個体数及び生息環境等の変化を文献その他資料による類似事例等の引用により推定し、影響を予測する。
- 2) 施設の稼働

鳥類の注目種の風力発電機への接近、接触について「鳥類等に関する風力発電所立地適正化のための手引き(環境省 平成 27 年 9 月修正版)」等に基づき、衝突確率や年間衝突数等を推定し、影響を予測する。

③評価の手法

地域を特徴づける生態系への環境影響が、実行可能な範囲内で回避又は低減されているかを検討し、環境保全についての配慮が適正になされているかを検討する。

<景観>

①調査の基本的な手法

1)主要な眺望点の状況

【文献その他の資料調査】関連する文献及びその他の資料の収集及び整理を行う。

2) 景観資源の状況

【文献その他の資料調査】関連する文献及びその他の資料の収集及び整理を行う。

3) 眺望景観の状況

【現地調査】写真撮影により、視覚的に把握する。

②予測の基本的な手法

1)主要な眺望点の状況

主要な眺望点の分布位置と対象事業実施区域を重ねあわせることにより、影響を予測する。

2) 景観資源の状況

景観資源の分布位置と対象事業実施区域を重ねあわせることにより、影響を予測する。

3) 眺望景観の状況

フォトモンタージュ法による視覚的な表現手法により影響を予測する。また、各眺望点からの垂 直見込角についても算出する。

③評価の手法

主要な眺望点、景観資源及び眺望景観への環境影響が、実行可能な範囲内で回避又は低減されているかを検討し、環境保全についての配慮が適正になされているかを検討する。

<人と自然との触れ合いの活動の場>

①調査の基本的な手法

1)人と自然との触れ合いの活動の場の状況

【文献その他の資料調査】関連する文献及びその他の資料の収集及び整理を行う。

【現地調査】現地踏査等により把握する。

2)主要な人と自然との触れ合いの活動の場の分布、利用の状況及び利用環境の状況

【文献その他の資料調査】関連する文献及びその他の資料の収集及び整理を行う。

【現地調査】現地踏査、アンケート調査等により把握する。

②予測の基本的な手法

1) 工事用資材等の搬出入に伴う影響

工事用資材等の搬出入に伴う主要な人と自然との触れ合いの活動の場へのアクセスルートにおける交通量の変化率を予測し、利用特性への影響を予測する。

2) 施設の稼働に伴う影響

主要な人と自然との触れ合いの活動の場の位置と対象事業実施区域を重ねあわせ、主要な人と自然との触れ合いの活動の場の質的変化を定性的に予測する。

③評価の手法

主要な人と自然との触れ合いの活動の場への環境影響が、実行可能な範囲内で回避又は低減されているかを検討し、環境保全についての配慮が適正になされているかを検討する。

<産業廃棄物>

②予測の基本的な手法

環境保全のために講じようとする対策を踏まえ、産業廃棄物の種類ごとの排出量を 把握し、予測する。

③評価の手法

産業廃棄物に係る環境影響が、実行可能な範囲内で回避又は低減されているかを検討し、環境保全についての配慮が適正になされているかを検討する。

<残土>

②予測の基本的な手法

環境保全のために講じようとする対策を踏まえ、残土の排出量を把握し、予測する。

③評価の手法

残土に係る環境影響が、実行可能な範囲内で回避又は低減されているかを検討し、 環境保全についての配慮が適正になされているかを検討する。

5. 今後の対応

本審査書は事業者から届出された環境影響評価方法書及び事業者から提出された補足説明資料の内容 を基に作成し、経済産業省商務流通保安審議官が委嘱した環境審査顧問の意見を踏まえ修正(修正箇所 は、ゴシック体・太字・赤色で表示)した。

また今後、環境影響評価法第10条第1項に基づく愛知県知事の意見を勘案し、同法第第8条第1項に 基づく意見の概要及び当該意見についての事業者の見解に配意して審査し、対象事業に係る環境影響評 価の項目並びに調査、予測及び評価の手法について、必要に応じ勧告を行う。